

危機管理マニュアル点検結果 ※1

	設置区分	調査対象校	① 危機管理マニュアルを作成している学校		② 不審者侵入に関する防犯対策を記載している学校		③ ②のうち3段階のチェック体制を記載している学校	
			数	(%)	数	(%)	数	(%)
幼稚園 ※2	国立	48	48	(100.0%)	46	(95.8%)	34	(73.9%)
	公立	2,440	2,424	(99.3%)	2,349	(96.9%)	1,510	(64.3%)
	私立	5,027	4,752	(94.5%)	4,276	(90.0%)	2,309	(54.0%)
	合計	7,515	7,224	(96.1%)	6,671	(92.3%)	3,853	(57.8%)
幼保連携型 認定こども園	国立	0	0	(—)	0	(—)	0	(—)
	公立	1,145	1,080	(94.3%)	1,074	(99.4%)	579	(53.9%)
	私立	5,385	5,250	(97.5%)	4,938	(94.1%)	2,653	(53.7%)
	合計	6,530	6,330	(96.9%)	6,012	(95.0%)	3,232	(53.8%)
小学校	国立	65	65	(100.0%)	64	(98.5%)	46	(71.9%)
	公立	18,227	18,185	(99.8%)	17,804	(97.9%)	11,274	(63.3%)
	私立	217	214	(98.6%)	202	(94.4%)	133	(65.8%)
	合計	18,509	18,464	(99.8%)	18,070	(97.9%)	11,453	(63.4%)
中学校	国立	66	66	(100.0%)	66	(100.0%)	45	(68.2%)
	公立	8,884	8,860	(99.7%)	8,611	(97.2%)	5,326	(61.9%)
	私立	662	640	(96.7%)	556	(86.9%)	328	(59.0%)
	合計	9,612	9,566	(99.5%)	9,233	(96.5%)	5,699	(61.7%)
義務教育学校	国立	5	5	(100.0%)	5	(100.0%)	4	(80.0%)
	公立	194	194	(100.0%)	191	(98.5%)	111	(58.1%)
	私立	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)
	合計	200	200	(100.0%)	197	(98.5%)	115	(58.4%)
高等学校	国立	17	17	(100.0%)	17	(100.0%)	9	(52.9%)
	公立	3,619	3,611	(99.8%)	3,409	(94.4%)	1,731	(50.8%)
	私立	1,256	1,203	(95.8%)	1,054	(87.6%)	588	(55.8%)
	合計	4,892	4,831	(98.8%)	4,480	(92.7%)	2,328	(52.0%)
中等教育学校	国立	4	4	(100.0%)	3	(75.0%)	2	(66.7%)
	公立	34	34	(100.0%)	33	(97.1%)	19	(57.6%)
	私立	14	12	(85.7%)	11	(91.7%)	7	(63.6%)
	合計	52	50	(96.2%)	47	(94.0%)	28	(59.6%)
特別支援学校	国立	43	43	(100.0%)	42	(97.7%)	25	(59.5%)
	公立	1,118	1,116	(99.8%)	1,094	(98.0%)	581	(53.1%)
	私立	14	13	(92.9%)	13	(100.0%)	5	(38.5%)
	合計	1,175	1,172	(99.7%)	1,149	(98.0%)	611	(53.2%)
全体合計		48,485	47,837	(98.7%)	45,859	(95.9%)	27,319	(59.6%)

※1 令和5年7月12日までに回答があったものについて取りまとめたもの

※2 幼稚園には、幼稚園型認定こども園を含む

不審者侵入の防止の3段階のチェック体制

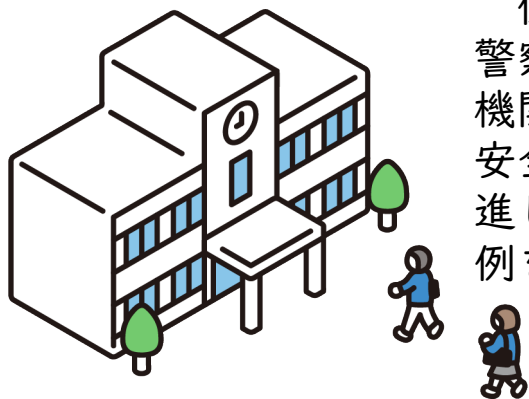
段階	具体的な方策（例）
A 校門	校門の活用方法、校門の施錠管理、校門の利用箇所・利用時間の指定、防犯カメラ、来訪者向け案内等
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎の入口や受付への案内・誘導・指示、通行場所の指定、死角の排除等
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用等

※ 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省、令和3年6月）解説編 P27、サンプル編 P25 も参照ください。

※ なお、「A 校門」について、例えば門扉が無い場合等、施錠や防犯カメラの設置が物理的に不可能である場合等においては、別紙3も参考として当該学校・地域の実情を踏まえた防犯対策を実施することとし、その旨を危機管理マニュアルにも記載してください。

※ 上記の「具体的な方策（例）」はあくまで例示であり、各学校において効果的な防犯対策は、施設設備の状況や地域の状況により異なるため、実情を踏まえた何らかの防犯対策を実施することとし、その旨を危機管理マニュアルに記載してください。

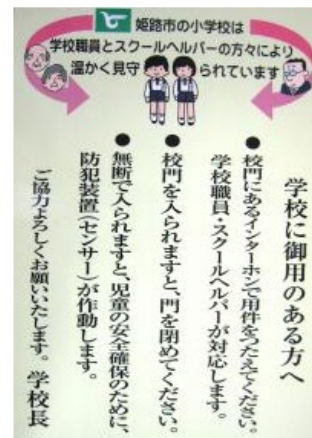
安全な学校づくり



保護者、地域住民、警察などの関係（者）機関との連携を図って安全な学校づくりを推進している全国の好事例を紹介します。

地域ボランティアによる見守り ～兵庫県姫路市スクールヘルパー制度～

各学校や地域の実情に合わせ、保護者や地域の皆さんが「学校安全ボランティア」として、校門での立ち番や校内巡回、インターホン等への対応など、児童を守り、安全で楽しく、より開かれた学校となるよう、組織的な取組を行っています。



不審者に言い訳をさせない来校者対策 ～神奈川県藤沢市来校者誘導ライン～

来校者誘導ラインは、来校者の受付への誘導と同時に不審者の「受付に行こうとして道に迷ってしまった」という言い訳を防ぐ目的で描いています。万が一、来校者を装い校門から入っても、ラインから外れるだけで、それを不審な行動として、子どもでも判断出来るように工夫しています。

市内55校全てに、校門から校舎玄関まで目立つオレンジ色で描いています。



学校敷地内へ警ら箱の設置 ～岡山県倉敷警察署～

警ら箱は交番や駐在所の署員がパトロールで訪れる巡回場所を示すものです。倉敷警察署では、管内の全ての小学校に設置しています。

